【凡例】 ● ：原告出生年　● ：ハンセン病患者との結婚年　：入所期間　：入所期間（入所証明なし）　：発病後（非入所）　：通所期間

下欄はいずれも原告らの主張

原告らの主張する入所期間

原告番号	属性	生年月日	患者	原告らの居住地域	原告らが主張する被害概要	地位	入所有無	補足説明	書証	初回入所年月	最終退所年月	死亡年月	入所園
1	子		父		家族の断絶，偏見差別に晒される，父を疎み，隠して生き，乗り越えた	○	◎		甲A1・229～267頁，甲B1の1～2，甲C1の1	S12.9	S37.2		敬愛園
2	子		父		父の入所により，厳しい差別と極貧。父の入所をひた隠しにしながら生きる中で父を憎む。子らの多くが祖父の病歴により離婚。	○	△	陳述書によれば，父は時々帰宅していた。	甲A1・269～298頁，甲B2の1～2，甲C2の1	S24.6	H2.11		和光園
3	子		父		父収容時の消毒，近隣，学校での厳しい差別，極貧困窮の中を生き抜く	○	×		甲A1・171～202頁，甲B3の3，5	S15.3	S22.4		光明園
	兄弟姉妹		兄				○		甲A1・171～202頁，甲B3の1～2，3，甲C3の1	S19.4	H12.3		光明園→身延深敬園→全生園
4	子		父		父が収容，母が家を出たため幼少期から親族方を転々とする生活，差別，自分が何者かわからない，父を恨む辛さ	○	◎		甲A1・127～145頁，甲B4の1～3，甲C4の1	S24.10	H1.6		恵楓園
5	子		父		両親が療養所を逃走して出生。幼くして両親が再収容，差別，親族方で暮らせなくなり保育所へ（12歳～14歳）。両親を秘匿，両親は死んだと嘘を重ねる	○	◎		甲A1・87～126頁，甲B5の2，3，4，甲C5の1	S10.12	S53.12		敬愛園
	子		母						甲A1・87～126頁，甲B5の1，3，4，甲C5の1	S13.3	H12.4		敬愛園
6	子		父		父収容時の消毒，近隣・学校での差別と貧困，結婚後の暴力，父を恨む	○	◎		甲A1・147～169頁，甲B6の1，2，甲C6の1	S26.4	H13.2		保養園
7	子		母		1歳で養護施設に収容，親を知らずに育つ，9歳から家族と同居するも「親」「家族」がわからない，10歳頃の母の告白以降，固く秘密	○	◎		甲A1・317～354頁，甲B7の1，3，4，甲C7の1	S31.12	S39.4		愛生園→楽泉園→愛生園
	子		父						甲A1・317～354頁，甲B7の2～4，甲C7の1	S32.11	H20.2		愛生園
	兄弟姉妹		姉						甲A1・317～354頁，甲B7の3～5，甲C7の1	S32.8	S39.4		愛生園→楽泉園→愛生園
	兄弟姉妹		姉						甲A1・317～354頁，甲B7の3，4，6，7，甲C7の1	S31.12	S39.4		愛生園→楽泉園→愛生園
9	子		母		両親が収容され保育所（竜田寮），小2でB小事件，奄美の親族方へ。親戚・近隣からの過酷な差別，破談，自然な親子関係築けず	○	◎		甲A1・45頁～86頁，甲B9の1～3，5，6，甲C9の1	S18.4	H8.6		敬愛園／恵楓園→和光園
	子		父						甲A1・45頁～86頁，甲B9の1～3，甲B9の4～6，甲C9の1	S26.4	S31.12		（敬愛園）恵楓園
10	子（退所後）		母		母とのふれあいの欠如，離れて幼少期を送る，親族からの差別，結婚差別，義父の差別，職場での差別，秘密	○	×		甲B10の2，3，甲C10の1	S24.7	S28.5		愛楽園
	子		父				×		甲B10の1，3，甲C10の1	S21.2	S31.1		愛楽園
11	子		父		親戚の心ない態度，姑や夫の差別的な態度，周囲の根深い偏見に晒されるたびに傷つく	○	△	陳述書によれば，父は常に自宅にいた。	甲B11の1，2，甲C11の1	S25.2	H7.1		和光園
12	子		母		母の収容と両親の離婚，家族の断絶，小1の頃から事実上出てきた母と同居するも「母」との距離，葛藤に苦しんできた，同居の姑にも秘匿	○	◎		甲B12の1，2，甲C12の1	S38.3			南静園
13	子		父		1歳で父が収容，理由も分からないまま差別，中3で父の病気を知り発病恐怖，秘密を貫く中で親友も作れず，人との絆を断つ人生	○	◎		甲B13の1，2，甲C13の1	S24.6	H8.10		愛生園
14	子		父		14歳で父が収容，子どもの頃から学業を断念，感染を怖れ父との距離，父の死後も就職の苦労と秘密，発覚怖れて結婚を断念，友人も作れず。	○	×		甲B14の1，2，甲C14の1	S22.3	S24.2		恵楓園
15	兄弟姉妹		姉		大人になるまで姉の存在を知らず，妻への秘密，周囲への秘密	○	○		甲B15の1～3，甲C15の1	S18.6	H25.8		青松園
16	子		父		幼くして父が収容，地元で暮らす中で差別，結婚後に知った妻の苦悩と自殺	○	◎		甲B16の1，2，甲C16の1	S24.11	H11.6		敬愛園
17	子		母		幼くして母が収容，消毒と差別，母不在の苦労，夫や姑にも秘密を通す	○	◎		甲B17の1，2，甲C17の1	S20.7	H25.3		愛生園
18	子		母		幼くして母が収容，保育所で寂しい生活（S31～S41），人付き合いが苦手で友人作れず，親族からの差別，秘密	○	◎		甲B18の1，4，甲C18の1	S31.2	H14.4		青松園
19	子		父		幼い頃に父が収容，消毒と差別，転居後は「父は死んだ」秘密の苦しみ	○	◎		甲B19の1，2，甲C19の1	S34.5	H17.11		青松園

20	子	[redacted]	母	[redacted]	母が妊娠中に収容，府の職員に引き取られ実の母を知らずに育つ，出自不明，母の愛が分からず，最後まで母と距離	○	◎		甲B20の1～4，甲C20の1	S22.10	H25.3	[redacted]
21	子	[redacted]	父	[redacted]	1歳で父が再収容，学校での差別，親族からの差別，母の苦しみ	○	△		甲B21の1，2，甲C21の1	S30.5		[redacted]
22	子	[redacted]	母	[redacted]	３歳で母・姉の収容時に保育所へ収容，母の転園に伴い療養所を転々とする（S39まで）。恋愛・結婚に際しての差別，秘密	○	△	陳述書によれば，原告番号22と異なり，母の入所期間中も母と一緒に暮らしていた。	甲B22の1～4，甲C22の1	S34.7	H13.1	[redacted]
	兄弟姉妹		姉				○		甲B22の4～9，甲C22の1	S34.7	S43.4	[redacted]
23	子	[redacted]	母	[redacted]	両親が療養所を逃走して出生，保育所で育つ。小1で母の実家へ，事実上園を出た父と極貧の生活．就職差別	○	◎		甲B23の1，3，甲C23の1	S19.7	H19.10	[redacted]
	子		父						甲B23の2，3，甲C23の1	S19.12	S30.8	[redacted]
24	子	[redacted]	母	[redacted]	母との離別，母不在の苦労，家族関係の破壊，発病への不安，職場での秘密	○	◎		甲B24の1，2，甲C24の1	S35.1	H26.3	[redacted]
25	子	[redacted]	父	[redacted]	10歳で父が収容，兄弟姉妹4人保育所へ，収容時に消毒を経験，S25保育所を出て養護施設へ，以後秘密，親の病気を自ら差別し苦しむ	○	◎		甲B25の1，2，甲C25の1	S22.6	S56.12	[redacted]
26	子	[redacted]	父	[redacted]	父の病歴を隠さず誇り高く生きた両親の下育つ。少年時に強烈な被差別体験。社会内の差別を強く感じながら生活	○	△	陳述書によれば，父は療養所と自宅を行ったり来たりしていた。	甲B26の1～5，甲C26の1	S28.10	H21.12	[redacted]
27	子	[redacted]	母	[redacted]	両親が療養所を抜け出し出生後まもなく両親と離別，親せきや周囲からの差別，12歳で保育所へ（中卒まで），就職先での差別，周囲への秘密	○	◎		甲B27の3～6，甲C27の1	S11.5	H14.1	[redacted]
	子		父						甲B27の1，2，5，甲C27の1	S12.4	S25.1	[redacted]
28	子	[redacted]	父	[redacted]	父発病で母は幼少時に出奔，父収容後は幼い兄弟のみの赤貧生活，S23頃から保育所（中卒まで），同じ境遇の妻，秘密を抱える	○	◎		甲B28の1，2，甲C28の1	S22.10	S60.3	[redacted]
29	子	[redacted]	母	[redacted]	母の収容後，親せきからの差別と父の失業と孤立，周囲への秘密	○	△	母の入所前に成人していた。	甲B29の1～3，甲C29の1	S42.1	S49.9	[redacted]
30	子	[redacted]	母	[redacted]	８歳で母と姉が収容，妹は保育所，再婚した父の下育ち，次第に事情を知る。教師として差別問題に関わりながら秘密を抱え続ける	○	◎		甲B30の1～5，甲C30の1	S34.7	H13.1	[redacted]
	兄弟姉妹		姉						甲B30の6～9，甲C30の1	S34.7	S43.4	[redacted]
31	子	[redacted]	父	[redacted]	1歳で家族の収容に伴い保育所へ，Ｂ小学校事件，5歳で移った奄美の田舎で冷遇，結婚相手の家族から軽んじられる	○	◎		甲B31の1，4，5，甲C31の1	S17.7	S60.9	[redacted]
	子		母						甲B31の3～5，甲C31の1	S26.10	H29	[redacted]
	兄弟姉妹		兄						甲B31の2，5，甲C31の1	S26.10		[redacted]
32	子	[redacted]	母	[redacted]	和光園で生まれ，祖母に育てられる，少年時代の激烈ないじめ，学歴への影響，今も残る差別	○	◎		甲A1・355～371頁，甲B32の1，3，甲C32の1	S23.9	H23.11	[redacted]
	子		（義）父						甲A1・355～371頁，甲B32の1～3，甲C32の1	S29.6	H15.7	[redacted]
33	子	[redacted]	父	[redacted]	本妙寺事件で両親とともに収容，保育所へ（中卒まで）。恐ろしい伝染病と誤解し続ける。秘密。	○	×		甲B33の1，3，甲C33の1	S15.7	S24.5	[redacted]
	子		母				×		甲B33の2，3，甲C33の1	S15.7	S18.7	[redacted]
34	子（退所後）	[redacted]	母	[redacted]	幼少期に理由も分からず差別に晒され，重い鬱に。ひた隠しにする母との距離	○	×		甲B34の1，2，甲C34の1	S26.7	S29.12	[redacted]
35	子	[redacted]	母	[redacted]	放浪生活を経て母の収容に伴い保育所へ，中学は自鳥寮に転所，中卒後，転職繰り返す，親の病気を差別，知られる恐怖に怯える	○	◎		甲B35の1，3，甲C35の1	S30.12	H16.3	[redacted]
36	子	[redacted]	母	[redacted]	愛楽園に籍を置いた母のもと園外で出生，母の配偶者の養子となるが，病歴のため母離婚，自身の婚姻でも限られた者以外には秘密にしたものの離婚	○	△	陳述書によれば，母は実際には療養所外で生活していた。	甲B36の1，2，甲C36の1	S35.9	H22.12	[redacted]
37	子	[redacted]	母	[redacted]	母の発病により父が荒み，幼い頃から家計を担い，赤貧の生活を支えた。差別，最後まで母との接触を避け，今も病気を恐れている。	○	◎		甲B37の1，2，甲C37の1	S33.3	H1611	[redacted]
38	子	[redacted]	母	[redacted]	貧困，周囲や教師等からの差別，母の病歴がばらされ幸せな家庭を失った	○	◎		甲B38の1，2，甲C38の1	S30.11	H14.6	[redacted]
39	子	[redacted]	母	[redacted]	母収容時に保育所へ。中１にあがる頃に移された養護施設での過酷な生活，社会内での秘密，同じ境遇の者との婚姻	○	◎		甲B39の1，2，甲C39の1	S23.5	H12.11	[redacted]
40	子	[redacted]	母	[redacted]	母の発病以来身を潜めるように生活し，言われるがまま子連れの男性と結婚，夫の借金等で苦しむ，秘密を抱える辛さ	○	△	陳述書によれば，母はお盆や正月に帰宅していた。	甲B40の1，2，甲C40の1	S30.2	H3.4	[redacted]
41	子	[redacted]	父	[redacted]	2歳で父が収容，母との離別により祖父母に育てられる，小中学時代の差別，孤独から素行不良に，人間関係，家族関係築けず	○	△	昭和34年に一度退所した。	甲B41の1，2，甲C41の1	S21.4		[redacted]

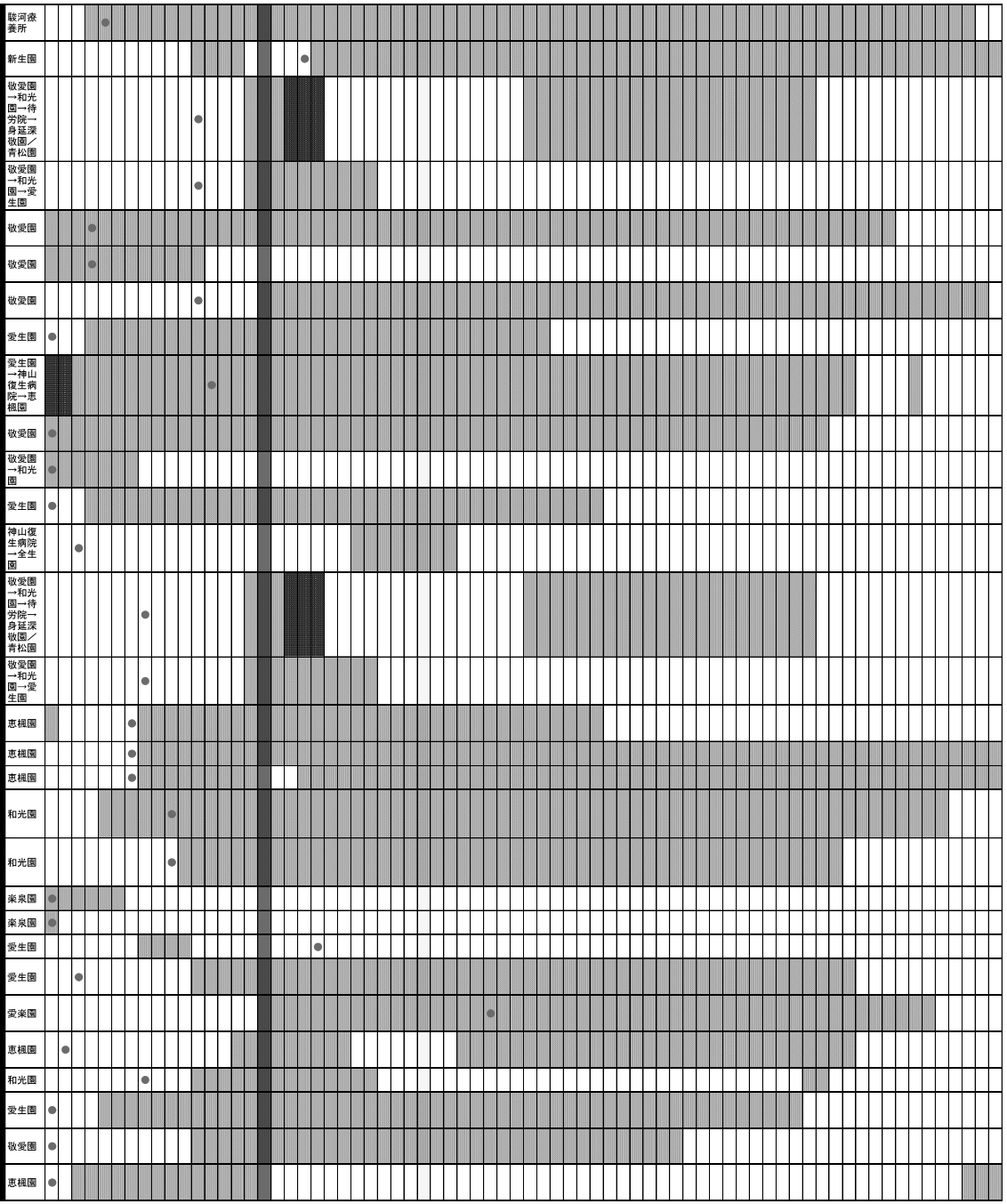

42	配偶者	[redacted]	夫	[redacted]	夫の発病，徹底的な消毒，収容後の生活苦，堕胎せざるを得なかった，離婚と再入籍，一人息子とアルコール依存症となった夫との確執	○	◎		甲B42の1，2，甲B43の2，甲C42の1	S36.3	S51.9	[redacted]	恵楓園
43	子		父		貧しいながらに完結していた父不在の母子の家庭に突然登場した父との強烈な確執	○	◎		甲B43の2，甲C43の1	S36.3	S51.9		恵楓園
44	子		父		父収容に伴い保育所へ，小５で他の養護施設へうつされ育つ，親との断絶，父の病気への偏見を持ち続けた後悔	○	◎		甲B44の1，2，甲C44の1	S22.6	S56.12		愛生園
45	子（退所後）		母		母とのふれあいの欠如，離れて幼少期を送る，学生時代のいじめ，知られる恐怖，地元出身者との交流を避け人目につかないよう生きる	○	×		甲B45の2，3，甲C45の1	S24.7	S28.5		愛楽園
	子		父				×		甲B45の1，3，甲C45の1	S21.2	S31.1		愛楽園
46	子	[redacted]	父	[redacted]	父収容後の家庭内不和，経済的困窮と進学の断念，秘密を抱え，差別に怯える，孤独	○	△	陳述書によれば，父は，入所半年後には一時帰宅し，その後も原告と同居するか，療養所で生活しながら時々帰宅していた。	甲B46の1，2，甲C46の1	S48.8	H28.3		恵楓園
47	子		父		両親の離婚，秘密，平成13年熊本判決後の結婚差別による婚約解消	○	△	陳述書によれば，父とともに生活していた。	甲B47の1，2，甲C47の1	S33.1	H20.4		恵楓園
48	子		父		父収容に伴い保育所へ，中学から白鳥寮（中卒後まもなくまで）。家族の断絶，偏見の苦しみ，秘密，子の愛し方が分からない	○	◎		甲B48の1，2，甲C48の1	S22.6	S56.12		愛生園
49	子		父		父収容に伴い保育所，小５で他の養護施設へ。家族の断絶，夫に秘匿のため父との交流を断たれる	○	◎		甲B49の1，2，甲C49の1	S22.6	S56.12		愛生園
51	子		母		3歳で母が再入所，白百合の寮（保育所に類する施設）で育つ（高卒まで），母との関係疎遠，「家族」がイメージできず，独身	○	◎		甲B51の1，2，甲C51の1	S34.8	H19.4		和光園
52	子		父		父の酒乱，父のことを話せないと結婚を断り続けた未１６歳上の精神的に不安定な男性と結婚	○	△	陳述書によれば，父とともに生活していた。	甲B52の1，2，甲C52の1	S25.2	H7.1		和光園
53	配偶者		夫		周囲の偏見，夫と引き離された辛さ，子3人を育て上げる苦労	○	◎		甲B53の1，2，甲B54の2，甲C53の1	S34.5	H17.11		青松園
54	子		父		幼い頃に父が収容，消毒，地域の差別，就職差別，父への恨み，秘密を抱える辛さ	○	◎		甲B54の1，2，甲C54の1	S34.5	H17.11		青松園
55	子		父		５歳で父が収容，父と引き離された寂しさ，「父は死んだ」とする秘密の辛さ	○	◎		甲B55の1，2，甲C55の1	S34.5	H17.11		青松園
56	子		父		収容時の消毒，転居，小中学校時代の同級生・教師からの虐待，貧困の苦労，夫への秘密，兄との断絶，父母への悪感情	○	◎		甲B56の1，3，4，甲C56の1	S29.11	H29.3		愛生園
	兄弟姉妹		弟						甲B56の2，4，甲C56の1	S35.1	H23.8		愛生園
	子（非入所）		母						甲B56の3～5，甲C56の1	S28（発病）			非入所
57	子	[redacted]	父	[redacted]	幼少時の周囲からの孤立，兄・父との断絶，貧困の苦労・進学の断念，妻子への秘密	○	◎		甲B57の1，3，4，甲C57の1	S29.11	H29.3		愛生園
	兄弟姉妹		兄						甲B56の4，甲B57の2，甲C57の1	S35.1	H23.8		愛生園
	子（非入所）		母						甲B57の4，甲C57の1	S28（発病）			非入所
58	子	[redacted]	母	[redacted]	母との離別，母不在の苦労，結婚の断念，発病への不安	○	◎		甲B58の1，2，甲C58の1	S23.8	S62.9		愛生園
59	子		母		母収容後「捨て子」同然の生活，1年後保育所，翌25年に他の養護施設へ，以後，固く秘密を通す苦しみ	○	◎		甲B59の1，2，5，甲C59の1，2	S23.5	H12.11		愛生園
60	子		母		母収容時に保育所へ，中2の終わりに保育所閉鎖で白鳥寮へ（高2まで），学校での差別，病気への強い偏見植え付けられる，秘密を貫く重さ，辛さ	○	×		甲B60の1，甲C60の1	S20.5	S22.1		愛生園
61	子		父		近隣からの差別，妹（62番）が父の病気のため離婚となり，その子らの世話のため働き，未婚	○	×		甲B61の1，2，甲C61の1	S17.8	S28.1		全生園
62	子		父		近隣からの差別，離婚，子の離婚	○	×		甲B62の1，2，甲C62の1	S17.8	S28.1		全生園
63	兄弟姉妹		弟		地域からの差別体験，転居，妻・娘への秘密，病歴者との断絶	○	△	入所証明書によれば，弟が入所したとき原告が既に成人していた。	甲B63の1～3，甲C63の1	S43.3			敬愛園
64	子		母		幼いころに母と離別，母に引き取られて療養所の近くに転居し周囲からの差別・偏見，遠くに転居し秘密を抱えて生きる	○	◎		甲B64の1～4，甲C64の1	S29.5	S63.12		恵楓園
65	子		母		幼くして姉とふたり療養所近くの家での生活，差別にさらされた学校生活，結婚相手や家族に今も絶対的秘密を守る辛さ	○	◎		甲B64の2，3，甲B65の1，2，甲C65の1	S29.5	S63.12		恵楓園
66	子		母		ジープによる母の強制収容の光景のショック，学校でのいじめ，両親の離婚，夫はじめ家族にも秘密を通し嘘をつき続ける	○	◎		甲B66の1～3，甲C66の1	S24.3	H8.7		新生園
67	子		母		ジープによる母の強制収容に伴う消毒故に周囲の差別偏見にさらされる。母は死んだと説明。	○	◎		甲B66の3，甲B67の1，2，甲C67の1	S24.3	H8.7		新生園
68	子		父		父の発病収容による貧困のため高校卒業できず，母も過労で倒れ，生活を支える。子どもにも周囲にも秘密	○	△	陳述書によれば，父が入所したとき原告は既にデパートで勤務し，社会人となっていた。	甲B68の1，2，甲C68の1	S28.12	S48.3		楽泉園
69	子		父		日本人とは結婚しないという結婚をめぐる生き方の選択肢の制限，秘密，自然な親子関係が築けない	○	△	陳述書によれば，父は原告出生前に実質退所していた。	甲B69の1～5，甲C69の1	S17.9	S55.12		全生園→愛生園→楽泉園
70	子		母		幼いころに母が収容，両親の離婚と後妻からの差別，周囲の差別，学校での差別，保育所で育った弟の荒れた生活，職場の解雇，妻へも秘密を抱えて生きる	○	◎		甲B70の1，2，甲C70の1	S22.11	H8.4		恵楓園
71	子		母		母の収容と消毒による周囲からの差別，母の不在，両親の離婚，結婚相手にも隠す，2度の離婚，子や親族の結婚差別，秘密	○	◎		甲B66の3，甲B71の1，2，甲C71の1	S24.3	H8.7		新生園
72	子		母		幼児期に母の収容と消毒，周囲からの差別，母なき幼少期，夫に母の病を知られ離婚，内縁の夫にも秘密	○	◎		甲B66の3，甲B72の1，2，甲C72の1	S24.3	H8.7		新生園

73	子	[redacted]	父	[redacted]	幼少期に父の収容に続き母が死に，祖父母が養育。差別から逃れるように上京。子の発病を恐れ内妻に中絶を強いる。父は死んだとの嘘を重ねる。	○	◎		甲B73の1，2，甲C73の1	S26.1	S62.2	[redacted]	光明園
74	子	[redacted]	父	[redacted]	幼くして父の収容に続き母が死去し，祖父母が養育。差別の中で育つ。就職差別。妻には打ち明けたが子には秘密。	○	◎		甲B74の1，2，甲C74の1	S26.1	S62.2	[redacted]	光明園
75	子	[redacted]	母	[redacted]	母の収容後保育所へ（小学入学まで），近隣からの差別，母不在・断絶の辛さ，親戚からの偏見差別，感染・皮膚接触の不安	○	◎		甲B75の1，3，4，甲C75の1	S27.4		[redacted]	恵楓園
	兄弟姉妹		兄						甲B75の2，4，甲C75の1	S35.5	S45.1	[redacted]	恵楓園→愛生園→恵楓園
76	子	[redacted]	父	[redacted]	幼くして父が収容，両親の離婚により一家離散，祖父母に育てられる。近隣・婚家の差別，父の病歴を知った夫からの暴力，子とも離ればなれに	○	◎		甲B76の1～3，甲C76の1	S14.2	H24.1	[redacted]	恵楓園
77	子	[redacted]	父	[redacted]	家族の離別，結婚での苦労と離婚体験，うつ病に苦しむ生活	○	△	陳述書によれば，父は実際には昭和30年頃以降は療養所を出て，当時高校生だった原告を残して転居して母らと転居先で生活し，原告は高等学校卒業後も父らと離れて暮らしており，昭和35年以降，入所による分離はなかった。	甲B77の1，4，甲C77の1	S26.5	S40.5	[redacted]	敬愛園
	兄弟姉妹		兄				△	陳述書によれば，兄は昭和33年2月に退所しており，昭和34年8月の再入所の際には原告が既に成人していた。	甲B77の2～4，甲C77の1	S23.6		[redacted]	敬愛園
78	兄弟姉妹	[redacted]	兄	[redacted]	家の消毒，近隣，学校での厳しい差別，家族は故郷を離ればらばらに。知り合いから逃げ回る生活，配偶者の親族，子らに秘密。	○	○		甲B78の1～3，甲C78の1	S24.11	H26.9	[redacted]	光明園
79	子	[redacted]	父	[redacted]	父・兄が収容され差別と困窮の中を生き抜く。結婚するも夫や周囲には一切秘密に	○	×		甲A1･171～202頁，甲B79の1，4，5，甲C79の1	S15.3	S22.4	[redacted]	光明園
	兄弟姉妹		兄				○		甲A1･171～202頁，甲B79の2，3，5，甲C79の1	S19.4	H12.3	[redacted]	光明園→身延深敬園→全生園
80	配偶者	[redacted]	夫	[redacted]	夫の収容による経済的困窮，親族からの差別，周囲との断絶と行動の制限，誰にも言えない辛さ	○	△	陳述書によれば，夫は昭和47年まで数カ月に1回帰宅，昭和47年から昭和52年まで1か月に数回帰宅し，昭和52年以降同居していた。	甲B80の1，2，甲C80の1	S37.8	H14.4	[redacted]	恵楓園
81	子	[redacted]	父	[redacted]	幼い頃からたまに帰宅するだけの父との関わり方がわからない，秘匿の辛さ	×	△		甲B81の1，2，甲C80の1，甲C81の1	S37.8	H14.4	[redacted]	恵楓園
82	子	[redacted]	父	[redacted]	父と兄の入所・消毒で周囲にしられる，美容室経営するも差別，結婚後まもなく夫が突然家出，断絶	○	◎		甲B82の1～3，甲C82の1	S26.10	S37.6	[redacted]	恵楓園
	兄弟姉妹		弟						甲B82の3，4，甲C82の1	S26.10		[redacted]	恵楓園
83	（子）	[redacted]	父	[redacted]	幼い頃から父の後遺症で周囲の偏見，父入所による断絶，貧困，弟の収容，戸籍上の父欄の空白と家族内の秘密，結婚のためらい，夫への秘密と離婚	○	◎		甲B83の3～7，甲C83の1	S32.9	H3.9	[redacted]	恵楓園
	兄弟姉妹		弟						甲B83の1～3，甲C83の1	S35.4	S36.4	[redacted]	恵楓園
84	子	[redacted]	父	[redacted]	幼少期からの両親と兄弟姉妹との断絶，親子関係が築けないつらさ，秘密	○	◎		甲B84の1，2，5，6，甲C84の1	S25.6		[redacted]	愛楽園→敬愛園
	子		母						甲B84の3，4，6，甲C84の1	S26.4		[redacted]	愛楽園→敬愛園
	兄弟姉妹		兄						甲B84の6～8，甲C84の1	S26	S42.4	[redacted]	（愛楽園→）敬愛園
85	子	[redacted]	母	[redacted]	1歳で母が収容され祖母に育てられる，周囲・学校での差別，結婚差別，病歴者である母への冷徹な姿勢を変えられない相剋	○	◎		甲B85の1～3，甲C85の1	S30.2	H20.12	[redacted]	和光園→敬愛園→和光園
86	子	[redacted]	父	[redacted]	父の収容に伴う経済的困窮，家族関係の変容，婚約破棄，職場での差別	○	△	陳述書によれば，父は一時帰宅していた。	甲B86の1，2，甲C86の1	S48.8	H28.3	[redacted]	恵楓園
87	子	[redacted]	母	[redacted]	母の収容後10歳で養護施設へ，辛く寂しい生活。家族の断絶，親戚からの差別，破談，秘密	○	◎		甲B87の2，5，6，甲C87の1	S35.1	S44.2	[redacted]	敬愛園
	兄弟姉妹		姉						甲B87の4，甲C87の1	S36.3	S37.3	[redacted]	敬愛園
	兄弟姉妹		弟						甲B87の3，甲C87の1	S36.3	S42.3	[redacted]	敬愛園
88	子	[redacted]	父	[redacted]	結婚差別のトラウマで長く独身，定時制高校卒，働きづめで身体を壊して今日に至る	○	△	陳述書によれば，父は自宅にいたりいなかったりで，自宅でも生活していた。	甲B88の1，2，甲C88の1	S25.2	H7.1	[redacted]	和光園
89	子	[redacted]	母	[redacted]	8歳で母が収容，祖父母に育てられる。周囲，学校での差別，教師からの差別，就職の際の差別，母の病気を話した直後に夫が蒸発し離婚。	○	◎		甲B89の1，2，甲C89の1	S29.5	S56.10	[redacted]	恵楓園
90	子	[redacted]	父	[redacted]	隔離されている父の不在，貧困，地域・級友からの差別，就職の困難（警察官に採用されず），職場等での秘密，父の葬儀の悩み	○	△	陳述書によれば，父は自宅で寝泊まりしていた。	甲B90の1，2，甲C90の1	S15.6	H14.4	[redacted]	敬愛園

91	子	[redacted]	母	[redacted]	母親の強制隔離，家族の離別，発症の不安，秘密と孤独，進学と就職の際の差別，破談体験，妻への秘密，親戚から受けた差別	○	◎		甲B87の6，甲B91の2，5，甲C91の1	S35.1	S44.2	[redacted]	敬愛園
	兄弟姉妹		妹						甲B87の6，甲B91の4，甲C91の1	S36.3	S37.3		敬愛園
	兄弟姉妹		弟						甲B87の6，甲B91の3，甲C91の1	S36.3	S42.3		敬愛園
92	子	[redacted]	母	[redacted]	小6で母が収容。教師，親族からの差別と断絶，妻が母を差別し関係断絶，苦悩を重ねる	○	◎	母の入所時は小学生で母と同居していた。	甲B92の1～3，甲C92の1	S42.1	S49.9		神山復生病院→全生園
93	子	[redacted]	母	[redacted]	親族との断絶，母を奪われ子ども達だけで苦労，義母の偏見，秘密	○	△	母の入所前に社会人になって母を含む家族と別居していた。	甲B93の1～3，甲C93の1	S42.1	S49.9		神山復生病院→全生園
94	子	[redacted]	母	[redacted]	親族との断絶，母を奪われ子ども達だけで苦労を重ねる。秘密の辛さ，弟家族との関係のゆがみ	○	◎	母の入所時は中学生で母と同居していた。	甲B94の1～3，甲C94の1	S42.1	S49.9		神山復生病院→全生園
95	配偶者	[redacted]	夫	[redacted]	近隣，親族から差別，奄美から恵楓園へ移るも偏見に晒され続ける，実家からも縁を切られる，家族以外に心を許せない人生	○	△		甲B95の1～3，甲C95の1	S31.4	H5.1		和光園→恵楓園
96	子	[redacted]	母	[redacted]	11歳で母が強制隔離，地域の差別，経済的困窮，S31保育所へ（中卒まで），職場での秘密，妻の親戚への秘密，発症の恐怖，	○	◎		甲B96の1，2，甲C96の1	S30.10			青松園
97	子	[redacted]	父	[redacted]	父不在の寂しさ，母との関係の悪化，家族関係のゆがみ，破談	○	△	陳述書によれば，毎年夏休みに一定期間父と過ごしており，家族関係の形成必要な交流が可能であった疑いがある。	甲B97の1，2，甲C97の1	S37.3	H16.11		光明園→愛生園→光明園
98	子	[redacted]	父	[redacted]	父の発病，療養所在籍を知らずに育つ。親戚との交際を嫌い上京，以来殆ど帰省せず。周りには秘す。	○	△		甲B98の1，2，甲C98の1	S25.2	H7.1		和光園
100	兄弟姉妹	[redacted]	兄	[redacted]	長兄の収容による地域の偏見差別，差別を恐れて社会内にでていくことを控える，子にも頑なに秘密	○	○		甲B100の1～3，甲C100の1	S22.3	S50.8		和光園
101	子	[redacted]	母	[redacted]	母の収容に伴い保育所へ，S27父が母子を迎えに来るもS29蒸発，母再入所で再び保育所へ（中卒まで），学校でのいじめ，解雇，転職，同じ境遇の者との結婚，隠し続ける辛さ	○	◎		甲B101の1～3，甲C101の1	S22.9	H13.1		恵楓園／敬愛園
102	子	[redacted]	母	[redacted]	母の収容に伴い0歳で保育所へ，学校でのいじめ，兄弟姉妹との希薄な関係，同じ境遇の者との結婚，隠し続ける辛さ	○	◎		甲B102の1，2，甲C102の1	S21.5	H10.10		敬愛園
103	子	[redacted]	父	[redacted]	生後間もなく父が収容，家族の断絶，経済的困窮，母とも兄弟姉妹間でも父の話ができず「普通の家族」の生活が送れなかった	○	◎		甲B103の1，2，甲C103の1	S23.6	S54.5		敬愛園
104	兄弟姉妹	[redacted]	兄	[redacted]	15歳の頃，優秀で憧れだった長兄が突然収容，地元の偏見の目に怯える，秘匿。親戚や地元出身者との交際にも気後れ，不安。	○	○		甲B104の1～3，甲C104の1	S23.10			愛楽園→敬愛園
105	兄弟姉妹	[redacted]	妹	[redacted]	父（戸籍上，血縁上の親子関係なし），妹との物理的断絶，壮絶ないじめ，結婚差別，子への感染を怖れる妻との衝突，妻にまで及んだ差別被害	○	○		甲B105の1～4，甲C105の1	S31.8	H28.3		敬愛園
	（子）		義父				×		甲B105の2～5，甲C105の1	S18.5	S28.3		敬愛園
106	配偶者	[redacted]	夫	[redacted]	突然の夫との離別，経済的困窮，地域からの差別，一部の子への秘密，子らもさまざまな差別に会い，一人が自殺したこと	○	△	陳述書によれば，夫は農繁期に帰宅していた。	甲B106の2～4，甲C106の1	S32.4	S44.11		敬愛園
	親		子		子どもが入所のようだが具体的な行き来についての記載なし。		◎		甲B106の1，4，甲C106の1	S35.8	S42.3		敬愛園
107	子	[redacted]	母	[redacted]	母不在の辛さ，学校・近所・職場・親戚から差別，結婚への親族の反対，偏見差別に怯え続ける	○	△		甲B107の1，2，甲C107の1	S39.5			敬愛園
108	子	[redacted]	父	[redacted]	高齢である父の収容，子ども達への感染の恐怖，社会に知られることへの恐怖	○	△	父の入所前に成人していた。	甲B108の1，2，甲C108の1	S51.6	S59.9（記録上）		敬愛園
109	子	[redacted]	父	[redacted]	隔離されている父の不在，経済的困窮，地域及び級友からの差別，元夫への秘密，職場や友人たちへの秘密	○	△	陳述書によれば，父は自宅で寝泊まりしていた。	甲B109の1～3，甲C109の1	S15.6	H14.4		敬愛園
110	子	[redacted]	父	[redacted]	姉，父との断絶，子へも秘密	○	△	父が入所したのは原告が成人する直前であった。	甲B110の1，3，5，甲C110の1	S35.3	H1.8		愛楽園
	兄弟姉妹		姉				○		甲B110の2～6，甲C110の1	S26.2			愛楽園→敬愛園
112	子	[redacted]	母	[redacted]	母の入所に伴い保育所入所（尋常小学校卒業まで），母との物理的断絶，寮母との養子縁組，子への秘密	○	◎		甲B112の1，2，甲C112の1	S15.4	S59.9		敬愛園
113	子	[redacted]	父	[redacted]	父の収容による断絶，級友・教師からの差別，破談経験，結婚の際の秘密	○	◎		甲B113の1，2，甲C113の1	S24.11	H11.6		敬愛園
114	子	[redacted]	父	[redacted]	父兄の収容に伴う貧困，家族の離散，姉の離婚とうつ病の罹患，職場での秘密と自営，兄弟姉妹の疎遠，独身を貫いた人生	○	△	陳述書によれば，父は昭和30年頃には自宅に戻ってきていた。	甲B114の1，4，5，甲C114の1	S26.5	S40.5		敬愛園
	兄弟姉妹		兄				○	兄は，昭和23年入所し，昭和33年から昭和34年7月まで退所していた際当時15歳の原告と同居していたところ，昭和34年8月に再入所し，入所によって別居した。	甲B114の2，3，5，甲C114の1	S23.6			敬愛園

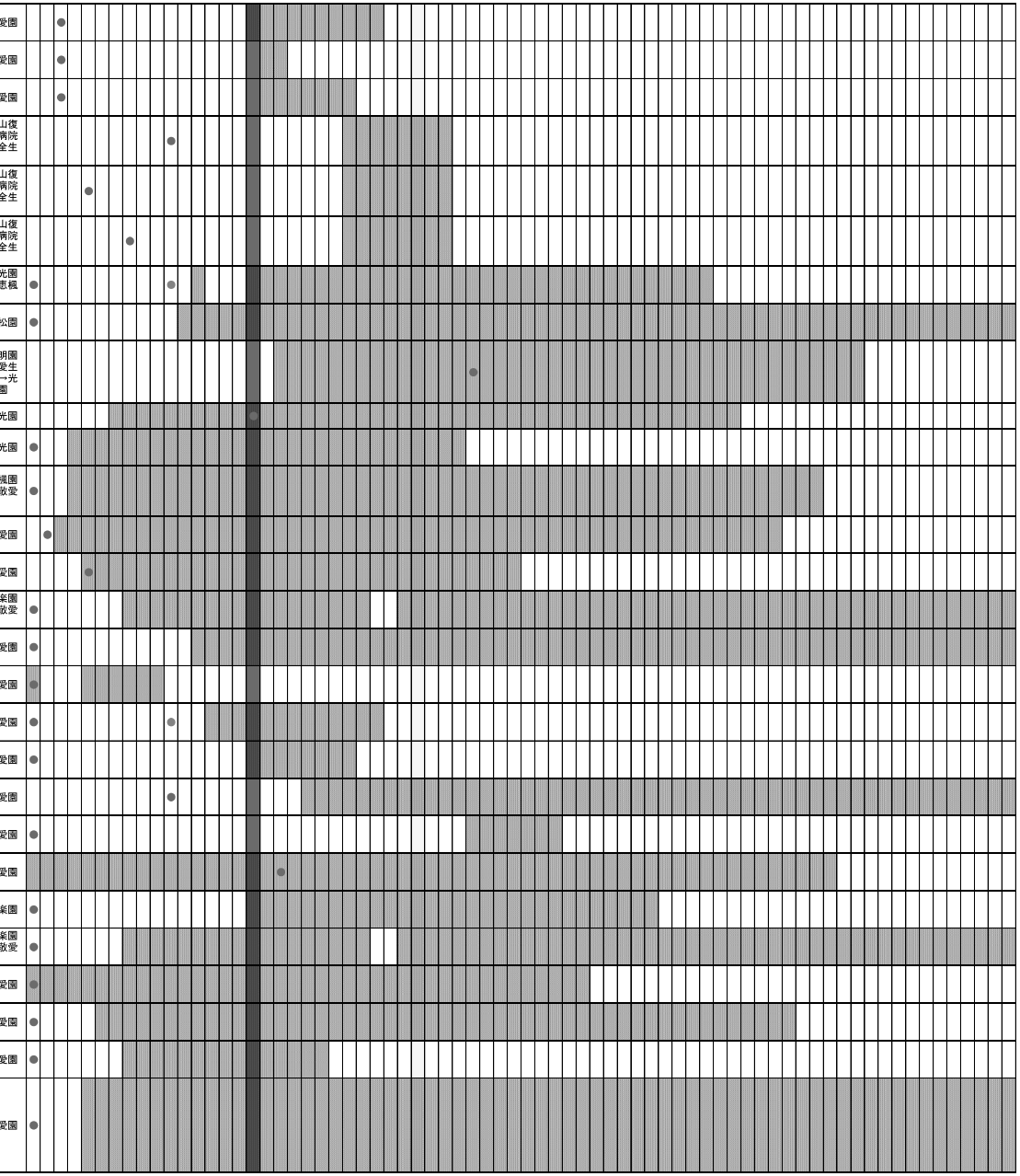

115	兄弟姉妹	[redacted]	弟	[redacted]	弟の強制隔離，近所からの差別，罹患への恐怖，職場での秘密，妹の破談と断絶，親兄弟姉妹の関係が疎遠に	○	△	弟の入所と同時期に社会人となって県外に転居しているところ。転居と入所の前後は判然とせず，陳述書によれば入所前から町民によるひどいあつかいを受けており，転居の理由が仕事が見つからなかったことと町民によるひどい仕打ちを受けたためとしていることからすると，別居の原因が入所によらない疑いが否定できない。	甲B115の1～3，甲C115の1	S25.12		[redacted]	敬愛園
116	子		父		近隣からの差別，結婚の際の困難，妻の親戚への秘密，職場での秘密，子どもへの近隣からの差別，現在も続く近隣からの差別，父を疎ましく思う気持ち	○	△	父の入所前に成人していた。	甲B116の1，2，甲C116の1	S39.11	H23.3		恵楓園
117	子		父		近隣からの差別，職場からの差別，職場や友人への秘密，結婚の際の困難，夫の家族への秘密，現在も友人等への秘密	○	△	父の入所前に成人していた。	甲B117の1，2，甲C117の1	S39.11	H23.3		恵楓園
118	子		父		1歳で両親の収容に伴い保育所へ，中学は白島寮（中卒後１年まで），親を隠して就職・結婚，秘密を抱える辛さ	○	◎		甲B118の1，3，甲C118の1	S16.11	H13.3		愛生園
	子		母						甲B118の2，3，甲C118の1	S16.11	S61.1		愛生園
119	子		父		８歳で保育所へ収容，兄らとも断絶，白島寮（中卒まで），夫の実家や子にも秘密を抱える辛さ	○	◎		甲B119の1，2，甲C119の1	S23.3	H5.10		愛生園
120	子		父		16歳で父が入所，経済的支柱を失い夢だった進路を諦めた。周囲からの偏見。	○	×		甲B120の1，2，甲C120の1	S24.6	S42.9		愛楽園
121	子		父		3歳で保育所（龍田寮）に収容，家族断絶，Ｂ校事件から別施設，小5以降親戚方で辛い日々，秘密，転職を繰り返す，夫からの差別，家族関係の形成阻害	○	◎		甲B121の1，3，甲C121の1	S26.10	H27.1		恵楓園
	子		母						甲B121の2，3，甲C121の1	S26.10	S46.8		恵楓園
122	子	[redacted]	父	[redacted]	６歳で保育所（龍田寮）に収容，家族断絶，Ｂ校事件から別施設（中2まで），秘密，知られる不安で転職，家族関係の形成阻害	○	◎		甲B122の2，3，甲C122の1	S26.10	H27.1		恵楓園
	子		母						甲B122の1，3，甲C122の1	S26.10	S46.8		恵楓園
123	子	[redacted]	父		0歳で保育所（竜田寮），2歳で別施設へ，家族の離散，家族の実感が持てない生活，不幸な結婚生活，子育てに自信が持てない，罹患への心配	○	◎		甲B123の2，3，甲C123の1	S26.10	H27.1		恵楓園
	子		母						甲B123の1，3，甲C123の1	S26.10	S46.8		恵楓園
124	子	[redacted]	父		幼少期に父と離別，断絶。貧困，養父と折り合い悪く，家庭で居場所がない。職場での秘密，発症への不安，父への愛情がもてない	○	◎		甲B124の1，2，甲C124の1	S30.2	H26.12		恵楓園
125	兄弟姉妹		兄		学校でのいじめ，破談が重なり自殺企図，夫の親戚からの差別	○	○		甲B125の1～7，甲C125の1	S29.7	H23.8		愛生園
126	子		父		父の不在，ふれあいの欠如，妻子にも秘密	×	△	陳述書によれば，父入所だが仕事若しくは骨肉腫の治療のため不在だと思っており，平成15年に初めて父がハンセン病と知った。陳述書上，ハンセン病患者家族であることや差別被害経験等の認識なし。また，陳述書によれば，父は数か月に1回帰宅していた。	甲B126の1，2，甲C126の1	S37.8	H14.4		恵楓園
127	子		母		母の収容に伴い保育所へ，S45春から別施設へ。周囲からの偏見，破談から結婚をあきらめ独身，秘密，友人作れず	○	◎		甲B127の1，2，甲C127の1	S41.3			保養園
128	子		父		近隣，学校での差別，人間不信で友人つくれず，元夫への秘匿，いまも偏見の目を気にしながら生活	○	×		甲B128の1～3，甲C128の1	S32.5	S34.9		愛楽園
129	配偶者		夫		近隣からの過酷な差別，一家心中を考える，経済的困窮，職場での秘密，夫退所後も偏見の目に怯える	○	×		甲B129の1，2，甲C129の1	S32.5	S34.9		愛楽園
130	子		父		父収容後，一家が貧困に陥る。近隣の差別，学校でのいじめ。職場や死別した妻への秘匿	○	×		甲B130の1，2，甲C130の1	S32.5	S34.9		愛楽園
131	子		父		父収容後，一家が貧困に陥る。近隣の差別，学校でのいじめ。人間関係の形成に支障を来す。	○	×		甲B131の1，2，甲C131の1	S32.5	S34.9		愛楽園
132	子		父		父収容後，一家が貧困に陥る。近隣の差別，学校でのいじめ。人間関係の形成に支障を来す。	○	×		甲B132の1，2，甲C132の1	S32.5	S34.9		愛楽園
135	兄弟姉妹		妹		兄弟姉妹が次々収容され，父が酒をあおっては暴力，懸命に働いて妹らの世話，夫にも秘匿を通す辛さ	○	△		甲B135の1，5～7，甲C135の1	S34.4	H14.4		愛楽園
	兄弟姉妹		弟				△		甲B135の2，5，6，8，甲C135の1	S38.4	S44.3		愛楽園→愛生園
	兄弟姉妹		弟				△		甲B135の3，5，6，甲C135の1	S38.8	S41.1		恵楓園
	兄弟姉妹		兄				△		甲B135の4～6，甲C135の1	S43.6	H14.4		青松園